

市民の声（8月分）

<p>意見 7</p>	<p>R3. 8. 3 非常事態宣言下の公共施設の使用について 8月2日からの市の対応について 袖ヶ浦市で毎日のように多数の感染者が出ているのに公共施設の使用についてはあまりにも対策として弱い。 全ての施設の使用禁止にすべきと思いますが。 以前にもコロナについてこの欄で(”袖ヶ浦市でこれ以降感染者を出さない”という意気込みが見えない)と投書した事がありますが、メールや放送で注意喚起をしているだけではダメではと思う。</p>
<p>回答</p>	<p>R3. 8. 20 健康推進課 日頃より市行政に対し、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。 この度、ご意見をいただきました8月2日からの公共施設の使用に関する市の対応につきまして、回答いたします。 市の対応につきましては、国が発令した緊急事態宣言を受けた千葉県からの新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく協力要請内容に準ずる対応をいたしました。 また、本市や近隣市の感染状況、公共施設の利用状況も踏まえた対応をすることを、新型コロナウイルス感染症対策本部において決定いたしました。 千葉県からの協力要請は、施設の利用時間を午後8時までに短縮すること、感染防止対策の徹底、利用人数を制限することが主な内容となっております。 この他、施設の利用に当たっては、感染拡大防止と事業活動を両立させるために、業種や施設の種別毎に感染予防対策がまとめられている「業種別ガイドライン」に基づいた対策についても講じていることから、公共施設の利用停止ではなく、利用制限をする対応といたしました。 今後の公共施設の対応につきましても、本市や近隣市の感染状況等を踏まえ、随時、新型コロナウイルス感染症対策本部において検討し、感染防止対策に取り組んでまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。 この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。</p>
<p>意見 8</p>	<p>R3. 8. 10 結審した訴訟内容の再説明、情報公開請求及び市税の免除について 私、及び私の家族は、今までに 1、袖ヶ浦市職員の度重なる杜撰な事務 2、上記1の件の職員からのウソの説明 これにより、金銭面での不利な取扱と多大な時間の無駄また精神面での苦痛と負担を被りました 私は、これの対価として、市税すべての免除を求めます。この詳細は2枚目以降に記載のとおりです (問題1) 令和元年5月に私と私の父は重要な個人情報記載された袖ヶ浦市からの郵便物(封筒1通)がのり付けされずに送付され、結果個人情報が漏洩しました これについて、袖ヶ浦市役所の職員からは「封筒はのり付けした」と杜撰な事務の結果を棚に上げ、言い訳だけを再三繰り返されました 添付の令和元年10月11日付陳述書の記載内容について、因果関係を客観的にき</p>

ちんと説明してください。

のり付けした封筒郵便物が、全くのり付けしない状態で受取先に届くことなど、あり得ません。

(陳述書添付)

(問題 2)

令和元年 4 月 1 日、私は、私の家族の要介護認定申請の手続きをしました。その際、介護保険課職員から

① 私が提出した申請書類が、誰もいない書類を使っていない机の上に個人情報記載された状態で放置されていた

② 4 月 1 日に介護認定申請をし、令和元年 4 月 1 日付けで介護認定がされた。これにもかかわらず 4 月 1 日に介護サービス内容の説明は一切されず、4 月 26 日になってサービス内容が記載されたパンフレットを担当職員から提示されました

この結果、4 月 1 日から 4 月 26 日までの間、利用したい介護サービスの申請をするどころか、相談すらできず、実際に金銭面で不利な取扱を受けました。

これについて、介護保険課職員は、介護認定申請日と同じ日に介護認定がされることを当然知っているはずですが、にもかかわらず、なぜ、介護認定日から 26 日も経ってから介護サービス内容を知らせるのか、これが適切な事務と言えるのかを理由を含めて説明してください。

(問題 3)

問題 1、問題 2 で記したことについて、私に対して納得できる説明が担当職員からなかったことから一旦訴訟を起しました。

この公判の場に、複数の袖ヶ浦市職員が職場を放棄し、仕事をサボリ、暇つぶしで裁判所の傍聴席に来ているところを私は見ました

具体的には、介護保険課石井、森本 障害者福祉課林田この 3 名は少なくとも複数回裁判所で見かけています。

公判の内容は、少なくとも裁判所に公判記録の開示請求をすれば用件は済むはずですが。

複数の職員が、平日の昼間の開庁時間中に仕事をサボり暇つぶしをしたこと、市民として到底容認できません。

これが正当な業務出張だと言うのであれば、出張申請、決裁の内容と出張者全員の出張記録を示してください。

以上の、問題 1、2、3 の点で、私は市税の納付免除を求めます。指摘した問題については客観的な因果関係の説明を求めます

回答

R3. 8. 30 課税課 障がい者支援課 介護保険課 総務課

日頃より市行政の推進におきまして、ご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

1. 市税については、法令に基づき課税されております。また、減免については、地方税法や袖ヶ浦市税条例等に基づき行うもので、具体的には、袖ヶ浦市税条例にお

いて税目ごとに以下のとおり規定されており、これらの減免事由に該当しない限り減免はできません。

《市民税》

第51条

市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 学生及び生徒
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由のある者

《固定資産税》

第71条

市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由のある固定資産

《軽自動車税（種別割）》

第89条

市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

第90条

市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）
- (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

なお、規定中の「特別の事由」とは、「災害等により経済的損失を被った場合」をいいます。

今回の申出については、そもそもこれらの減免事由に該当しないため、減免するこ

とはできませんのでご理解ください。

また、市民の声申出書に添付されていた納税通知書等はお返しいたします。

2. ご指摘のありました問題1から3については、以下のとおりでございます。

問題1の令和元年10月11日付け陳述書の記載内容につきましては、当該陳述書のとおりであり、職員は糊部分が劣化した封筒だと気を付けた上で、スティック糊を使い、丁寧に糊付け作業を行い発送いたしました。

問題2の①「申請をした個人情報に記載された書類が机の上に放置された件」につきましては、職員は執務時間中は保管場所から机上に申請書に移して申請順に処理をしているものであり、業務終了後は施錠できるロッカーに保管するなど、個人情報の取扱いを含め適正に管理しており、ご指摘のような状況で机の上に放置した事実はございません。

次に問題2の②「なぜ、介護認定日から26日も経ってから、介護サービス内容を知らせるのか。これが適切な事務と言えるのかを理由も含めて説明してください。」につきましては、本市では、要介護認定の新規申請をされる方に対しては、介護保険課職員がパンフレットを使用し、申請者に今後の手続きの流れなどの案内を行うとともに、介護保険要介護認定申請書を記入していただく際には、介護保険課の職員が書き方を説明しながら記入していただいております。今回のケースも同様に対応していることから、説明が一切ないことはありません。また申請の際に相談を持ちかけられた場合は、関連する制度の相談も行っていますが、*****様から相談の申し出はなかったところであります。

問題3の関係課職員の裁判傍聴につきましては、旅行命令を受け、公務として行ったものでございます。

なお、申出書に記載のありました「障害者福祉課」は「障がい者支援課」が正しいものとなります。また、障がい者支援課に「林田」という職員はおりません。

旅行命令等関係書類の開示については、袖ヶ浦市情報公開条例に基づく手続きが必要となります。開示を求める場合は、別添の「公文書公開請求書」に必要事項を記入の上、下記関係課においてそれぞれ手続きしてください。

なお、写しの交付を希望する場合は有料となります。(モノクロA3サイズまで 片面1枚につき10円)

また、郵送による公文書の写しの交付を希望する場合は、郵送に要する費用は請求者のご負担となります。

(関係課)

介護保険課 障がい者支援課

(関係書類)

旅行命令書 会議等報告書(出張復命)

※正式には公文書公開請求書の受付後に書類の確認となります。